

感染症予防及びまん延防止のための指針

当別町介護保険デイサービスセンター

1 感染症予防及びまん延防止に関する基本的な考え方

感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応を施設等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル、当別町介護保険デイサービスセンター（以下「事業所」という。）運営規程及び社会的規範を遵守するとともに、事業所における適正な感染対策の取り組みを行うことを目的に本指針を定める。

2 感染症対策委員会その他事業所内の組織に関する事項

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、「感染症対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(1) 委員会の組織に関する事項

委員長 管理者

委員 生活相談員、介護職員、看護師、当別町福祉部介護課担当者

(2) 委員会の開催

委員会は、委員長の招集により年1回以上必要に応じて開催する。

(3) 委員会の審議事項

ア 事業所内感染対策の立案に関すること。

イ 指針・マニュアル等の整備・更新に関すること。

ウ 利用者及び従業者の健康状態の把握に関すること。

エ 感染症発生時の措置（対応・報告）に関すること。

オ 研修・教育計画の策定及び実施に関すること。

カ 感染症対策実施状況の把握及び評価に関すること。

キ その他感染症対策に関して必要な事項に関すること。

3 感染症予防及びまん延防止の職員研修に関する基本方針

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年１回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 訓練（シミュレーション）の実施（年１回以上）
- (5) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 平常時の基本方針

日常支援にかかる感染管理として、次の項目を定める。

- (1) 利用者の健康管理に関すること。
- (2) 職員の健康管理に関すること。
- (3) 標準的な感染予防策に関すること。
- (4) 衛生管理に関すること。

5 感染症が発生した場合の対応方法に関する基本方針

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

- (1) 発生状況の把握に関すること。
- (2) 感染拡大の防止に関すること。
- (3) 医療措置に関すること。
- (4) 保健所及び医療機関との連携に関すること。

6 利用者等に対する指針閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

7 事業所業務の一部を委託している場合

受託事業者において現に感染症予防等に関する指針の備えがあり、本指針の内容と同等以上のもの定めていると事業者が認めた場合は、受託事業者で定めた指針（２(1)委員会の組織に関する部分は除く。）に基づいて感染症対策等を行っても差し支えないものとする。

なお、受託事業者の指針に基づき感染症予防等を行う場合は、受託事業者の指針についても併せてホームページで公開する。

附 則

この指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。